

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	新宿区
4. 届出番号	43
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002131.html

執行機関名 新宿区長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区規則で定めるもの 【新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成23年新宿区規則第37号。以下この号において「規則」という。)による障害児一時保育サービスに係る使用料の減額及び免除に関する事務】
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月14日新宿区条例第47号)第3条別表区長の項第5号 児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例(平成22年10月14日新宿区条例第46号) 第45条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第45条 前条に規定するもののほか、第38条第7号に掲げる施設を使用して実施する一時保育サービス(以下この節において「障害幼児一時保育サービス」という。)として、家庭における子育てを支援するため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった心身障害児等(3歳から小学校就学の始期に達するまでの者に限る。以下この節において「障害幼児」という。)について個々の発達段階又は障害の状況に応じて保育を行うサービスを実施する。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例(平成22年10月14日条例第46号) 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成23年3月31日規則第37号)</p>